

平成 31 年 4 月 1 日

「メッセナゴヤ 2019」 I-BAC ブース出展者募集要項

1 目的

愛知・名古屋国際ビジネス・アクセス・センター（以下「I-BAC」という。）では、愛知県に立地する外国企業及び愛知県への進出を希望する外国企業を支援するため、名古屋で開催される大規模展示会「メッセナゴヤ 2019」に I-BAC ブースを確保し、当ブースに出展する外国企業を募集する。

2 募集の概要

A 定着支援型

愛知県に立地する外国企業が、当地域におけるビジネスを維持・拡大し、愛知県に定着することを図るため、愛知県への定着に意欲のある外国企業を募集する。

B 進出支援型

愛知県への進出を検討している外国企業が、当地域におけるビジネスを拡大し、進出の契機となることを図るため、愛知県への進出に意欲のある外国企業を募集する。

3 展示会の概要

- ・名称 メッセナゴヤ 2019
- ・会期 2019 年 11 月 6 日（水）～9 日（土） 4 日間
- ・会場 ポートメッセなごや（名古屋市港区金城ふ頭 2-2）
- ・主催 メッセナゴヤ実行委員会（構成：愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所）

4 I-BAC ブースの概要

- ・募集者数 8 社程度
- ・ブース規模 6 小間（54 平方メートル）

5 応募資格

A 定着支援型

- (1) 愛知県に事業所があること。
- (2) 前項の事業所を有する企業は、外国企業の出資比率が 3 分の 1 を超えること。
- (3) 愛知県での事業活動を維持又は拡大し、愛知県へ定着する意欲があること。

B 進出支援型

- (1) 愛知県へ新規に事業所を設置する意欲があること。
- (2) 前項の事業所を有する企業は、外国企業の出資比率が3分の1を超える見込みであること。

6 出展上の留意事項

- (1) 出展に関する打合せは、主に日本語のメールで行うため、日本語対応が可能なスタッフ等がいることが望ましい。
- (2) ブースの基本的な装飾は、I-BACが行う。出展者が独自に必要なもの（ポスター、映像用ディスプレイなど）は、出展者において用意すること。
なお、場所等の制約上、展示できるものが制限される場合がある。
- (3) 原則として、ブース来訪者への対応は出展者において行うこと。
- (4) 通訳が必要な場合は、出展者において手配すること。
- (5) 関連事業（「アライアンス・パートナー発掘市」など）の利用は、出展者において判断・利用すること。
- (6) ブースの写真をI-BACの活動紹介等のために利用する場合がある。

7 費用負担

- (1) I-BACが負担する費用
 - ・出展料金
 - ・ブースの設営や装飾に係る費用
- (2) 出展企業が負担する費用
 - ・「(1) I-BACが負担する費用」以外の費用（旅費、輸送費、通訳費など）

※他の支援・補助金との併用を妨げるものではない。

8 申込方法

出展申込書に必要事項を記入し、下記の提出先に電子メール、郵送又はファックスにて申し込むこと。

愛知・名古屋国際ビジネス・アクセス・センター

住所 〒460-0008

名古屋市中区栄2丁目10番19号 名古屋商工会議所ビル7階

メール general@i-bac.jp

電話 052-223-5453

FAX 052-223-5404

9 申込期限

2019年5月31日（金）午後5時（必着）

10 出展者の選定

出展希望者多数の場合は、以下の事項等について評価し、出展者を選定する。
なお、選定は非公開とし、選定の経過等に関する問い合わせには応じない。

(1) 地域経済への貢献

- ・優れた技術やノウハウを持っているか。
- ・地域の課題の解決に資するか。 など

(2) 定着・進出への意欲

(3) 出展支援の必要性

- ・独自での展示会出展が可能であるか。
- ・出展支援の効果が見込めるか。
- ・過去に本事業を利用したことがあるか。 など

11 スケジュール（予定）

5月31日	出展申込書の提出期限
6月中旬	出展者の選定及び結果通知
9月上旬	I-BAC ブース出展者説明会（※名古屋商工会議所ビルにて開催。出展者は出席することが望ましい。）
11月6～9日	「メッセナゴヤ2019」開催

12 その他の留意事項

- (1) 本事業は、I-BAC 理事会において、平成 31 年度事業計画が承認されることを前提としている。また、承認された事業計画に応じて、事業の内容等に変更が生じることがある。
- (2) メッセナゴヤ実行委員会が定める出展規定、I-BAC からの指示、その他の規則等を順守し、安全かつ快適な展示会運営に協力すること。正当な理由がなく I-BAC の指示に従わないときは、出展を取り消すことがある。
- (3) 事実に反する申込みがあったときは、出展を取り消すことがある。
- (4) 本事業に関して発生したいかなる損害についても、I-BAC に請求できないものとする。
- (5) 展示に際して、出展者が第三者と紛争を生じた場合、I-BAC は一切の責任を負わないものとする。